

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

あま市国民健康保険税条例（平成22年あま市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.35」を「100分の6.91」に改める。

第5条中「2万7,000円」を「2万9,600円」に改める。

第6条中「100分の2.53」を「100分の2.66」に改める。

第7条の2中「1万200円」を「1万1,500円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「1万8,900円」を「2万720円」に改め、同号ウ中「7,140円」を「8,050円」に改め、同項第2号ア中「1万3,500円」を「1万4,800円」に改め、同号ウ中「5,100円」を「5,750円」に改め、同項第3号ア中「5,400円」を「5,920円」に改め、同号ウ中「2,040円」を「2,300円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,050円」を「4,440円」に改め、同号イ中「6,750円」を「7,400円」に改め、同号ウ中「1万800円」を「1万1,840円」に改め、同号エ中「1万3,500円」を「1万4,800円」に改め、同項第2号ア中「1,530円」を「1,725円」に改め、同号イ中「2,550円」を「2,875円」に改め、同号ウ中「4,080円」を「4,600円」に改め、同号エ中「5,100円」を「5,750円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のあま市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。